

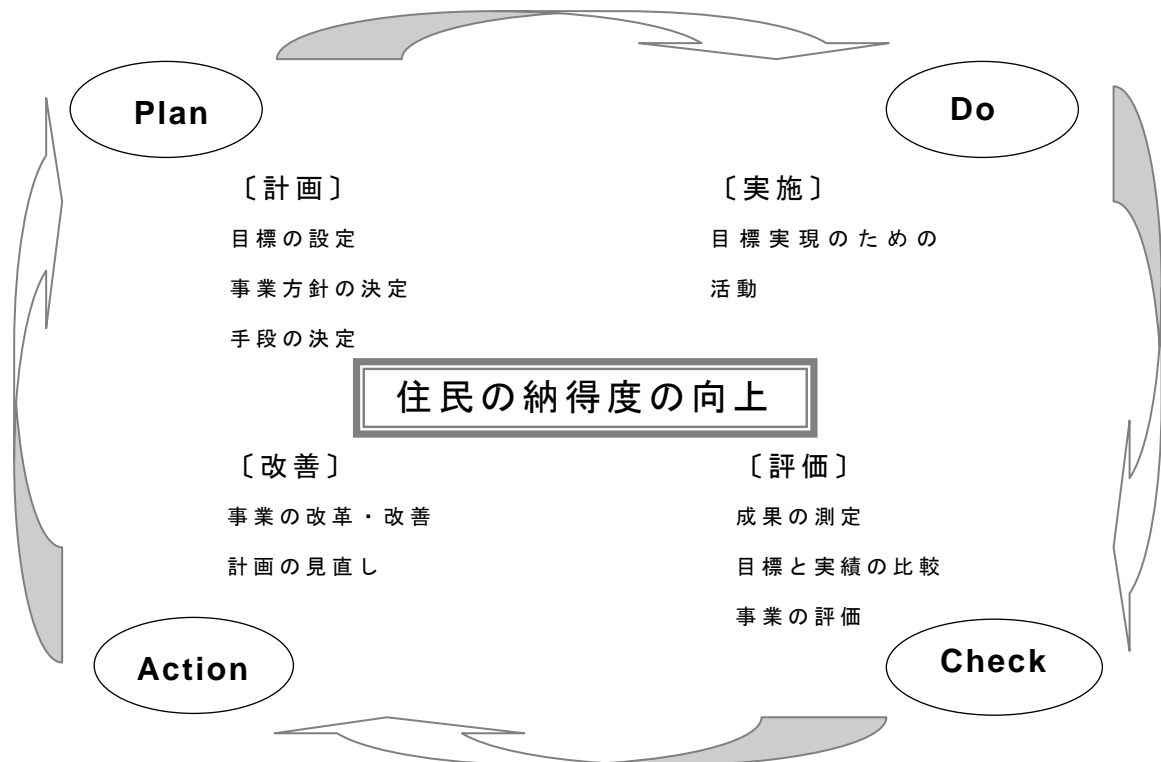
松川町行政評価基本方針

(平成17年12月改定)

1. 行政評価とは

行政評価とは、行政が行う施策や事業を「施策や事業の目的は何か」、「期待した成果はあがっているか」、「適正なコストで効率的に行われたか」といった視点から客観的に検証を行い、より効率的で住民に分かりやすい自治体経営を確立し、最終的には住民の納得度の向上を図るものです。

下記の図のように、目標を設定した計画（Plan）に基づき、それを実現するために事業を実施（Do）した後、事業の成果を測定し評価（Check）することによって、事業の改善（Action）を図ります。従来の行政に欠けていたこのようなマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築することに、行政評価を実施する重要な意義があります。



2. 行政評価制度の目的

行政評価を実施する目的は以下の3点です。

(1) 住民への説明責任の確保

施策・事務事業の目的、内容、達成度などを住民にわかりやすい形で公開することにより、住民への説明責任を果たし、透明性の高い自治体経営を実現します。

(2) 事務事業の効率性の向上

施策・事務事業の目的や目標を明確にし、その成果や実績を明らかにすることにより、当初設定した目標の達成度費用対効果を客観的に評価し、事務事業の効

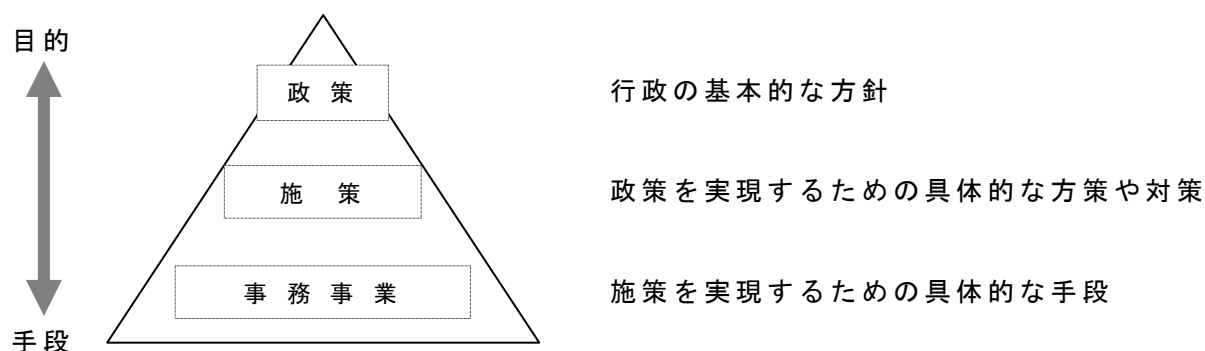
率性を向上させます。

(3) 職員の意識改革と政策形成能力の向上

住民の生活がどう変わり向上したのかという成果を重視することで、「成果志向」へと職員の意識を改革するとともに、事業の目的意識、コスト意識をもつことで職員の政策形成能力の向上を図ります。

3. 制度の内容

行政活動は、上位から「政策」「施策」「事務事業」の三階層に分けることができ、これらが相互に「目的⇔手段」の関係を持ちながら、一つの体系を形成しています。行政評価は、「政策」「施策」「事務事業」のそれぞれのレベルでの導入が考えられます。松川町では、平成14年度から「事務事業」について、平成17年度から「施策」について行政評価を実施しています。



4. 行政評価の方法

(1) 事務事業評価

① 評価の概要

町で実施している全ての事務事業について、担当者が1次評価を行い、それを踏まえて担当課（局）長が総合的な評価をした上で、今後の方向性（継続、縮小、廃止等）を判断（2次評価）します。

② 目標の設定と実績の検証

事務事業をより客観的に評価するため、下記の2種類の指標について、事業実施前（予算要求時）に目標を設定し、その実績と比較することにより定量的な評価を行います。

活動指標・・・事業量や活動量（アウトプット）を具体的に示す指標

「何をどれだけやったか」

成果指標・・・事業を実施したことにより得られた成果（アウトカム）を具体的に示す指標

「それによって何が得られたか」

③ 1次評価の方法

下記の視点から、担当者が1次評価を行います。

必要性・・・行政の関与の是非、上位政策・施策への関与と妥当性、住民ニーズのあり方等から必要性を判断する。

「行政の関与のあり方から、行政が担う必要があるか」「目的が達成されることが上位政策・施策に結びつくか」「事業目的が住民ニーズに照らして妥当か」「既に目的が達成され必要性が薄れていないか」

有効性・・・実施している事業の効果や目標の達成状況等により、事業目的の達成に有効かどうか判断する。

「当初設定した目標に対して実績は上がっているか」「事業の目的と成果が結びついているか」

効率性・・・「最小の経費で最大の効果」を念頭に、コストや時間の要素を取り入れ、事業の効率性を判断する。

「経費は適切かつ必要最小限であるか」「事業実施のための最適な手段・方法であるか」

公平性・・・公平の原則にたち、負担と受益のバランスの是非を判断する。

「サービスの受益対象者全体から見て、特定の個人や団体に受益が偏っていないか」「受益者負担は適正か」

② 2次評価の方法

1次評価を踏まえて、担当者の所属長が総合的な評価を行い、下記の中から今後の方向性を判断します。

↑ **拡大**・・・予算・人員等を拡充し、その事業を積極的に推進

→ **継続**・・・現状のまま継続

⇒ **改善**・・・対象となるものの範囲、手段等を改善（投入資源は現状維持）

↓ **縮小**・・・対象となるものの範囲縮小、実施回数の減少等サービスの削減

— **終了**・・・予定どおり終了

▲ **休止**・・・一時的に休止

× **廃止**・・・廃止又は廃止の方向で検討

(2) 施策評価

第4次総合計画（前期基本計画）に掲げた「分野」（＝施策）を単位として、数値目標の進捗度を中心に検証することにより施策評価を実施します。事務事業評価を踏まえて、担当所属長が評価シートを作成し、「庁内行政評価委員会（副町長、会計管理者、教育長、総務課長）」において、総合的な観点から施策について評価を実施し、今後の方向性を判断します。

(3) 最終評価

町長は、施策評価の結果に基づき、政策等の目的や、それらの町民生活及び社会経済に対する効果その他評価に係る事項を踏まえて、最終評価を実施します。

6. 総合計画及び予算との連動について

(1) 総合計画と行政評価の連動について

全ての事務事業が第4次総合計画のどの部分に位置付けられるかが分かるよう、明確に体系化します。（政策＞施策＞事務事業）また、第4次総合計画に掲げた「分野」を単位として施策評価を実施することで、総合計画を進行管理するツールとして行政評価を活用します。

(2) 予算と行政評価の連動について

行政評価における事務事業が、どの予算費目に含まれるのかを明確に体系化します。また、予算要求の段階において行政評価を実施し、行政評価調書を予算査定に活用することにより、行政評価を予算編成と連動させます。

7. 評価結果の公開について

(1) 住民に対する説明責任

施策や事務事業がどのような目的で、どのくらいコストをかけて、どれだけ成果が上がっているのか、ということを納税者である住民に公表することで、住民に対する説明責任（アカウンタビリティー）を確保し、住民の納得度の向上を図ります。

(2) 公表の方法について

行政評価の結果については、町のホームページや広報紙等を通じて、住民に分かりやすく情報を提供するとともに、住民からの意見を聴いて、制度の改善等に反映させます。

(3) 議会への報告

議会における政策審議の充実や議会の監視機能の強化の観点から、議会に対して、行政評価結果を報告し、説明を行います。

8. 行政評価の推進体制

